

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり（案）

●健康で安心して暮らせるまちづくり

誰もが安全に安心して暮らせる共生社会を実現していくには、区がその基盤づくりとして区民一人一人の地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの提供体制を強化していく必要があります。

平成26(2014)年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」による医療法等の改正を受けて、病気を抱えた方が早期の社会復帰と引き続き地域で生活していくことができる環境を整備していくため、効率的かつ効果的な地域医療の提供体制および在宅生活を支える介護や福祉サービスの確保に向けた取組を推進していくことが求められます。高齢者人口の増加等によりサービスの需要が増大していく中、区民一人一人が自分らしく安心して生活していくには、地域の医療、介護、保健、福祉サービス等の資源の充実に加えて、病院間・病診間の連携、関係機関や事業者等の多職種連携による資源の有効活用が求められます。区民が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、国や東京都の施策を注視しつつ、人材不足等の課題を抱えるサービス提供事業者等の支援を強化していく必要があります。

また、観光やビジネスを目的とした国内外からの来街者が増加している状況に加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の際には、世界各国からの人の往来が複雑・多様化することから、感染症等が発生した場合は、急速な拡大と甚大な健康被害が懸念されるため、健康危機管理対策を強化していく必要があります。あわせて、本区には、飲食店等の食品関連事業所、公衆浴場等の衛生関係施設、診療所や薬局等の医療提供施設が多数存在しているため、監視指導等を通じて区民等の健康や食生活等の安全を守り、健康被害を未然に防止することが求められます。

●すべての人の尊厳が守られる社会の推進

人権や命にかかわる重大な問題である高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待や暴力については、育児や介護での孤立化等により、誰にでも起こりうる問題であることから、虐待防止に係る関係者と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細やかな支援ができる体制を常に整えることが求められます。

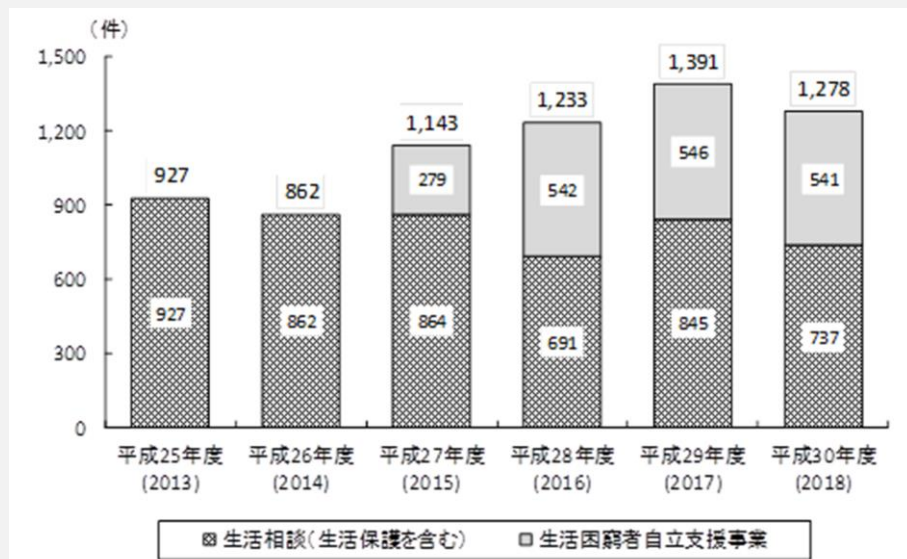
あわせて、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の権利を守り、本人やその家族等が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。平成28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に沿って、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、社会貢献型後見人の養成や地域連携ネットワークの段階的整備とともに、その中核となる機関の設置が求められています。

また、生活に困窮する人の抱える問題は複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。今般、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長できるよう、「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても地域全体で子ども・若者の支援策を総合的に推進することとされました。経済的支援のみならず、教育、生活の安定、保護者の就労といった幅広い視点から切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

特に、本区においては生活に困窮している方の割合が低いという特徴がある中、支援を必要と

する方が自ら相談しにくいという状況も考えられることから、潜在的ニーズの把握に努め、子どもの学習支援や保護者の自立支援などの生活困窮者自立支援事業等を活用し、貧困の連鎖を断ち切る支援につなげていくことが重要です。

図表：生活困窮に関する面接相談件数の推移（中央区）



制度が始まった2015年度から面接相談件数は伸び、2014年度から2017年度にかけて529件増加しましたが、近年は横ばいで推移しています。

●誰もが安全に安心して社会参加できるまちづくり

年齢や障害等に応じた適切な配慮がなされることにより、社会的障壁が取り除かれ、誰もが安心して社会参加することができます。

本区では、公共施設のバリアフリー¹化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方および具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を踏まえて、これまで、さまざまな障害特性や外国人に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、子育て世代、高齢者、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設等を利用できるよう、歩道の段差解消や平坦化、鉄道駅のエレベーター等の整備促進、だれでもトイレの設置等のハード面の整備を行ってきました。

今後、区民はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外からより一層多くの来街者も見込まれることから、すべての人が安全で安心して快適に暮らし、社会参加できるよう、実施方針に基づく取組を着実に実施し、ユニバーサルデザイン²を基本とした福祉のまちづくりを推進していくことが求められます。

¹ バリアフリー：障害者、高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態をいう

² ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと

施策の方向性

地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、以下の6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。

- 施策の方向性 3-1 地域保健医療体制の整備
- 3-2 健康危機管理対策の推進
- 3-3 福祉サービスの質の向上・人材確保
- 3-4 生活困窮者等の自立支援
- 3-5 権利擁護の推進
- 3-6 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の方向性 3-1 地域保健医療体制の整備

現状と課題

区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。

平成28（2016）年7月に策定された「東京都地域医療構想」では、医療・介護・福祉等に関わるすべての人が協力し、切れ目のない医療連携システムの構築等を目標として、区市町村は都や地域の関係機関等と緊密に連携して地域の医療提供体制の確保を推進することとされています。

本区では、区民の健康を守るための身近な相談先として、また、手術等が必要な際は専門の医療機関を紹介してもらい、退院後も地域で安心して受診できる場等の機能として、かかりつけ制度を推進していますが、平成28（2016）年に実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、かかりつけの医師がいる割合は76.6%、また、かかりつけの歯科医師がいる割合は52.1%と、十分に普及・定着しているとは言えません。

区民が安全に安心して暮らしていくためには医療資源の確保が不可欠であることから、東京都の保健医療計画において設定される二次保健医療圏³ごとの機能に応じた医療機関との連携体制を整備していくとともに、休日応急などの緊急時の対応を含めた身近な地域での医療環境整備を、人口が急増する状況を見据えながら推進していく必要があります。

一方で、大規模災害等の発生に備えて、日頃から医療救護活動について関係機関と協議を進め、防災訓練や地域資源を活用した人員の確保など、関係機関との連携による初動態勢の構築、東京都や近隣区との連携強化に取り組み等を進めていく必要があります。

³二次保健医療圏：原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位

目指す姿

- * 区民がいつでも必要な医療サービスを適切に受けられることができるよう、疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた、身近な地域での医療環境が整っています。
- * 災害発生直後の救護体制や長期化に備えた災害時の地域の保健医療体制が整っています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	かかりつけ医等の普及	区民の健康を守るための身近な相談先等の機能としてかかりつけ医等を推進しています。地区医師会等と連携して、かかりつけ医のマップ等を配布するなどして区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。 ○「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 ○医療相談窓口の設置	管理課 生活衛生課
2	緊急医療体制の確保	休日応急診療所・薬局・歯科診療所の開設等により、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めていきます。 ○休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設 ○平日準夜間小児初期救急診療事業	管理課
3	災害時の応急救護体制の整備	災害発生時には、区内の医師会等と連携を図り、発生直後の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否、緊急医療救護所の設置・運営等、迅速な対応を行います。また、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な医療救護活動ができる環境を整備します。さらに、関係機関と連携し、長期化する避難生活等に備えて継続的な医療体制の維持・確保を図っていきます。 ○応急救護連携会議の開催 ○総合防災訓練における初動参集情報訓練、多職種によるトリアージ ⁴ 訓練の実施 ○国立がん研究センター中央病院との災害時の医療救護活動についての協定	管理課 生活衛生課 健康推進課 保健センター 防災課

⁴ トリアージ：災害医療等で、大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した際の救命の順序を決めるため、医療体制・設備を考慮しつつ、傷病者の重症度と緊急度によって分別し、治療や搬送先の順位を決定すること

4	福祉避難所の体制整備	<p>福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所等の開設に係る受入体制や経費負担等について協定を締結しています。また、福祉避難所運営本部の設置や福祉避難所への避難対象者のスクリーニング実施方法等について関係部署と調整を行っています。要配慮者に対して心のケアや相談等を行う生活相談員については、聖路加国際大学から福祉避難所6施設への派遣支援を受けて配置します。</p> <p>○区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所等の開設に係る協定の締結</p> <p>○聖路加国際大学との生活相談員派遣に係る協定の締結</p>	<p>高齢者福祉課 障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 健康推進課 保健センター 防災課</p>
---	------------	---	--

施策の方向性 3-2 健康危機管理対策の推進

現状と課題

本区では、保健所が地域における健康危機管理の拠点として、健康被害の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化などを踏まえ、平常時の監視業務を通じて健康危機を未然に防ぎ、区民の命と健康を守り、社会生活が維持できるよう対策を進めています。

ここ数年来、エボラ出血熱などの新興感染症や結核等の再興感染症の脅威、食中毒や食品の化学物質混入など、区民の生命と健康を脅かす健康危機が懸念されており、健康危機管理対策の強化が求められています。

また、本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等が集積しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、日本の食品流通の中心地であり、食の安全・安心が強く求められている中、食品衛生関係施設の監視指導の徹底を図る必要があります。

目指す姿

- * 正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応を行うことで、区民の命と健康が守られています。
- * 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を利用できています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	感染症対策の推進	<p>ワクチン接種の助成やメールで接種予定日を知らせるサービス等による感染症予防を推進するとともに、新型インフルエンザ対策として日頃から関係機関と共同して訓練を実施し、情報連携を高めるなど、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を強化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 ○先天性風しん症候群対策 ○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく体制強化 	健康推進課
2	衛生的な環境の確保	<p>多数の人が利用する環境衛生施設への監視指導を行い、利用者の安全と施設における衛生水準を確保し、感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行っています。また、宿泊施設に関する相談や申請が増加する中、監視体制の強化等を行いながら、安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生関係施設の監視指導 ○特定建築物の監視指導 ○小規模給水施設の指導 ○ねずみ・衛生害虫の防除 	生活衛生課
3	食生活の安全確保	<p>安全・安心な食品が提供されるよう食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応しています。また、制度化が予定されている HACCP⁵ による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ○食中毒・有症苦情等に関する調査および指導 	生活衛生課

⁵ HACCP：食品の安全を確保する衛生管理の手法

4	医事・薬事の安全確保	区民が安心して医療を受けられるよう、医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図っています。また、薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止しています。 ○医療安全講習会の開催 ○医療相談窓口の設置 ○薬局等の監視指導、家庭用品の検査	生活衛生課
---	------------	---	-------

施策の方向性 3-3 福祉サービスの質の向上・人材確保

現状と課題

核家族化に加えて、子育て世代の流入、高齢者人口の増加等により、福祉・介護サービスの需要の増大が見込まれ、多様で質の高いサービスの提供が求められています。

本区では、良質な福祉・介護サービスを提供するために、保育、障害福祉、介護の各サービス事業者を訪問しながら実地指導検査を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して検査・指導・助言等を行っています。また、区内認可・認証保育所等に対しては区の保育士が巡回指導により保育内容等に関する助言や指導を行い、介護事業所に対しては介護給付適正化指導調整専門員が適切なケアマネジメントのためのケアプラン点検を行っています。今後も一層、事業者に対する指導検査を担当する職員のスキル向上を図り、福祉サービスの質の維持・向上を図る必要があります。

しかしながら、福祉サービス第三者評価の受審が一部の事業者の利用に限られていることから、区内の事業所に対して福祉サービス第三者評価受審費用の助成制度を周知し受審を促していく必要があります。また、評価に基づく改善状況の確認、評価結果の周知を行い、利用者が質の高いサービスを選択できるようにすることが必要です。

一方で、保育士や介護職員など福祉全般の人材不足が続いており、区内福祉サービス事業所の人材の定着・育成への支援は喫緊の課題です。

区では、介護職員や保育士等の人材不足に対応するため、新たな職員の雇用の創出・定着を図るための様々な補助事業等により人材確保に取り組んでいますが、十分とはいええないため、引き続き対策を強化していく必要があります。

目指す姿

- * 福祉サービス提供者に対する検査・指導および助言・支援や第三者評価等の結果の公表を通じて、区民が質の高い支援やサービスを選択・利用できています。
- * 福祉分野の人材の育成および確保の支援により、区民が必要なときに必要な福祉サービスを利用できています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	サービス事業者の支援・指導の強化	<p>保育、障害福祉、介護の各サービス事業者の实地指導検査を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、事業所の運営等に関して検査・指導・助言等を行っています。</p> <p>○事業者の实地指導・支援等</p>	<p>子育て支援課 介護保険課 障害者福祉課</p>
2	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	<p>指定管理者制度を導入した福祉施設について、指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図っています。また、サービス提供事業者の受審を促すため、その費用の一部を助成しています。</p> <p>○指定管理者の評価実施 ○福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ○介護相談員の派遣</p>	<p>管理課 子育て支援課 高齢者福祉課 介護保険課 障害者福祉課</p>
3	苦情相談窓口の周知	<p>区が実施する高齢者・障害者・児童などを対象とした福祉に関する各種のサービスに対する苦情・相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員を第三者として窓口に配置し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めています。</p> <p>○福祉サービス苦情相談窓口</p>	管理課
4	福祉専門職等人材の確保	<p>介護事業所への就職斡旋事業、合同就職相談・面接会の開催、宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着を図っています。</p> <p>また、保育士の不足に対し、キャリアアップや社宅制度(宿舍借上事業)などの様々な補助事業により、人材確保に努めています。</p> <p>○介護人材確保支援事業 ○キャリアアップ補助 ○社宅制度(宿舍借上事業) ○資格のない保育補助者の資格取得費用の事業所への一部補助事業</p>	<p>子育て支援課 介護保険課</p>

施策の方向性 3-4 生活困窮者等の自立支援

現状と課題

生活に困窮する人が抱える問題は経済的困窮だけではなく、住まいや就労、病気や障害、社会的孤立など多様であり複雑で多岐にわたるため、個別の状況に応じた具体的かつ包括的な支援が求められます。

平成27(2015)年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策が一体的に進められてきました。本区では、仕事や生活に困っている生活困窮者からの相談に包括的に対応する自立相談支援機関を置き、生活保護制度と連携した相談支援を行っています。法に基づく事業として、就労支援、家計改善支援、生活習慣や健康管理の支援、貧困の連鎖を防止するための子どもに対する学習支援等を活用しながら、相談窓口では相談者の自立と尊厳の確保に配慮して、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員や地区担当員が寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

平成30(2018)年の法改正により、区の福祉、就労、教育、税務、住宅等の部署において自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されたことを受け、生活困窮者を把握した場合は自立相談支援機関につなぐよう関係各課に周知し、連携強化に努めています。

中でも、8050問題⁶やひきこもり⁷などは個々のケースによって状況が異なり、問題が長期化かつ複雑化していることが多く、その潜在する支援ニーズを把握して支援につなぐことは容易ではありません。地域の支援者の協力を得ながら地域福祉コーディネーター、専門支援機関等との連携を密にし、時間をかけて関係性を深め、医療、福祉サービス等の利用についての理解を得ていくことで課題を一つ一つ整理していくことが求められます。

適切な制度運用及び相談支援体制の整備に向けて、このような相談に対する的確な支援やさまざまな関係機関との調整を行うための知識と技術が不可欠であることから、相談支援機関の体制強化、相談支援員の育成を行うことが重要です。

目指す姿

- * さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。
- * 子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。

⁶ **8050問題**:本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

⁷ **ひきこもり**:様々な要因の結果として、長期にわたって学校・仕事に行かず、社会との接触を断ち自宅にこもって生活している状態

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	暮らしと仕事の自立支援	<p>個々の相談者の生活困窮状況に応じて作成した支援プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をするとともに、支援の質を担保するため、プラン案の適切性を協議する支援調整会議を開催しています。また、一定期間の住居確保給付金の支給や、家計相談等を通じた自立した生活の支援も行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ○住居確保給付金 ○家計相談支援事業 ○一時生活支援事業 	生活支援課
2	ひとり親家庭の自立支援	<p>相談を通し、ひとり親家庭に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行っているほか、高等職業訓練促進給付金および自立支援教育訓練給付金の支給やホームヘルパーの派遣により、就労支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談 ○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス 	子育て支援課
3	子ども・若者の学習支援	<p>生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象とした大学生等の学習ボランティアによる無料個別指導学習会を開催し、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの学習支援事業 ○ひとり親家庭等の子どもの学習支援 ○受験生チャレンジ支援貸付 	生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会

4	ひきこもり支援	<p>生活困窮者相談支援窓口や精神保健福祉相談における支援をはじめ、「東京都ひきこもりサポートネット⁸」へつなぐなど、個々のケースの状況に応じて関係機関が相互に連絡・調整し、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等の地域の支援者と協力しながら課題の解決を図っています。</p> <p>◎生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ◎地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充 ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催（再掲）</p>	<p>生活支援課 障害者福祉課 福祉センター 健康推進課 文化・生涯学習課 社会福祉協議会</p>
---	---------	--	---

施策の方向性 3-5 権利擁護の推進

現状と課題

人権や命にかかわる重大な問題として、高齢者や障害者、子ども、配偶者や交際相手等への虐待・暴力があります。また、いまだに固定観念等による外国人や刑余者、多様な性自認・性的指向の人への偏見や差別的言動などの人権問題により、社会活動に参加する機会を得られない人々もいます。平成28(2016)年に施行された障害者差別解消法では障害を理由とする差別的な取扱いを禁止し、障害者から求めがあった場合の合理的配慮の提供義務が規定されています。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、積極的に情報発信や意識啓発を図るなど、さらなる取組が求められています。

中でも、虐待や権利侵害を未然に防ぎ、早期に発見・対応していくためには、地域の多様な主体による見守り活動を促進し、地域の目を増やすことが重要です。

また、暴力や権利侵害の気づきや発見を速やかに支援につなげていくため、相談機関や虐待通報窓口等の周知徹底を図るとともに、各相談支援機関の体制を充実していく必要があります。特に児童虐待については、全国で子どもが犠牲となる痛ましい事件が後を絶たず、本区においても相談件数が年々増加傾向にあります。今後は児童相談所の設置も見据えながら、子ども家庭支援センターや関係機関による地域の見守り機能の強化とあわせて、子育てに悩む保護者が気軽に相談できる場を提供していくことも重要です。

一人暮らし等の高齢者が多い本区では、認知症高齢者等の増加を見据えて、成年後見制度の利用も視野に入れ、本人の意思を尊重した支援が重要です。弁護士等の専門職団体と連携し、本人を含む世帯全体の課題や困難事例への対応力を強化していく必要があります。

さらに、近年、悪質商法や特殊詐欺などの被害も増加しており、高齢者や障害者の財産や人権を守り、安心して暮らし続けられるよう情報発信や対策を強化していく必要があります。

⁸東京都ひきこもりサポートネット：東京都が運営している、ひきこもり等の自立に困難を抱える本人、その家族や友人を対象とした、メール・電話・ご家庭への訪問による相談事業

目指す姿

- * 虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権が守られ、安心して暮らしています。
- * 成年後見制度の利用促進などにより、高齢者や障害者の財産や人権が守られ、安心して暮らせる環境が整っています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	人権尊重	配偶者などからの暴力やハラスメント防止に関する啓発、情報提供をしていくとともに、女性相談等により、被害者の早期発見に努めています。 ○暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ○学校における人権の尊重への理解を深める教育 ○権利擁護にかかる相談支援	総務課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 指導室 社会福祉協議会
2	児童虐待防止	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」において児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等と相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行っています。また、児童虐待情報専用電話や保健・心理・福祉の専門相談員の総合相談、体罰によらない育児の啓発など、児童虐待の未然防止や早期発見に努めています。 ○要保護児童対策地域協議会の設置 ○子どもと子育て家庭の総合相談 ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ○体罰によらない育児啓発パンフレットの配布 ○スクールソーシャルワーカーの配置	子ども家庭支援センター 子育て支援課 健康推進課 指導室 社会福祉協議会

3	高齢者・障害者の虐待防止	<p>高齢者や障害者の虐待通報・相談窓口を設置し、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ○権利擁護・虐待防止講演会 ○施設等サービス事業者の実地指導 ○「中央区障害者虐待防止マニュアル」 	<p>介護保険課 障害者福祉課 福祉センター 社会福祉協議会</p>
4	成年後見制度の利用促進	<p>中央区社会福祉協議会の成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者および障害者の自立生活の支援などを行っています。</p> <p>【参考事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見支援事業、権利擁護支援事業 ○社会貢献型後見人の養成 ●中央区成年後見制度利用促進計画（仮称）の策定 ●中核機関の設置 	<p>管理課 障害者福祉課 介護保険課 生活支援課 健康推進課 社会福祉協議会 ほか</p>

成年後見制度とは・・・

- 平成12(2000)年に始まった成年後見制度は、認知症、知的障害もしくは精神障害などにより判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。
- お金の管理ができなくなったり、悪質商法や特殊詐欺にあったり、障害のある子どもの今後が不安なときなどに、後見人が財産の管理、契約の代理や取消をしたり、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。
- 後見人は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。

成年後見支援センター「すてっぴ中央」

- ◇ 制度利用の相談や家庭裁判所への申立手続に関する支援のほか、後見人の紹介や所得や財産が少ない方でも制度を利用できるよう、手続費用等の助成を行っています。
- ◇ 成年後見制度の利用支援のほか、中央区に居住する高齢者や認知症・知的障害・精神障害・身体障害のある方を対象に、福祉サービスの利用手続や日常の金銭管理、日頃使わない大切な書類を預かるサービスもを行っています。

施策の方向性3-6 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

現状と課題

子育て世帯、高齢者、障害者等、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、また、訪れることができるまちづくりを推進するため、本区ではユニバーサルデザインの考え方を基本とした「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」を定めています。

区では、ホームページにおけるウェブアクセシビリティ⁹の維持・向上、点字広報・声の広報の発行、手話通訳者の派遣などの対応を行う情報バリアフリーを推進してきました。また、区内に居住する外国人区民は10年前と比較して1.7倍に増加しています。今後も増加が見込まれる外国人区民への行政サービスに対する理解を促進し、多様化するニーズに的確に対応できる体制を整えていくほか、すべての情報弱者への確に情報が届けられるようさまざまな媒体を活用し、民生・児童委員をはじめとした身近な支援者や関係機関に協力を得るなど、情報発信の強化を図っていく必要があります。

一方で、新たな区施設の整備および既存の施設改修時には、東京都の福祉のまちづくり条例の基準に従い、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー化を推進するなど、計画的に整備を進めています。また、道路のバリアフリー化においては「中央区道における移動円滑化の基準に関する条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善等を行うことで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の整備が求められます。

今後も、旅客施設等を中心とした面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進を図っていくとともに、公共施設等建築物のバリアフリー化を一層進めていくことが重要です。また、再開発事業などにおいては、民間事業者に対して積極的な誘導を図っていくなど、すべての人が自由に外出し、社会参加できる安全で快適な福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- * 日常生活上のさまざまなバリア（障壁）が解消され、高齢者や障害者を含む誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。

⁹ ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	情報バリアフリーの強化	<p>障害者、高齢者、外国人等の情報弱者に対して、点字や声の広報、翻訳などによるわかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする方に対し、手話や筆談、通訳等の伝達方法に配慮しています。誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区ホームページの文字拡大・音声読み上げツール『ズームサイト』、多言語自動翻訳機能『マルチリンガル』等によるウェブアクセシビリティ維持・向上 ○手話・筆談による案内 ◎バリアフリーマップの作成 ○タブレット端末、英語の通訳・翻訳窓口設置 	広報課 文化生涯学習課 障害者福祉課 管理課
2	人にやさしい空間づくり	<p>ユニバーサルデザインの考え方を基本とした「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設、公共交通機関、道路、公園、公衆便所等のバリアフリー化を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等におけるバリアフリー化の推進 ○人にやさしい歩行環境の整備 ○鉄道(JR)駅エレベーター等整備費補助 ○公衆便所の多機能整備 	管理課 建築課 道路課 環境政策課 水とみどりの課
3	子どもを守る安全なまちづくり	<p>児童の通学路の安全を確保するとともに、安全に安心して過ごせる場所として遊び場や生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの遊び場開放 ○通学路の安全対策 	文化・生涯学習課 環境政策課 学務課